

令和2年度

言語・聴覚・発達障害等の教育に関する

要望書

令和2年11月25日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会

静岡県教育委員会 様

静岡県教育委員会におかれましては、日頃より通級指導教室並びに幼児言語教室について格別のご指導とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

また、本年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に係る危機管理に注力いただいている中、本要望書の提出について格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。

私ども静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会は、昭和45年の発足以来、言語・聴覚・発達障害教育のための実践的研究及び相談事業等を着実に積み重ね、特別支援教育の充実と担当者の資質向上に努めてまいりました。今後も、言語・聴覚・発達障害の研究組織として、通級による指導及び幼児言語教室による指導の充実を求めながら、本県の特別支援教育の発展に寄与していきたいと考えているところであります。

加えて、本年度は「障害者の権利条約」批准後初めての国連の建設的対話（査察）が予定されており、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が一層求められております。本県においても「中学校における通級による指導の充実」、「高等学校における通級による指導」等、特別支援教育の一層の充実に向けて様々な取り組みをいただいております。通級による指導は、このような国や県の教育施策を具現化する上で最も重要な教育資源の一つと考えられます。

更に、通級指導教室の充実を図ることは、通常の学級の特別支援教育力を高めていくことに直結しております。このことは、本県の喫緊の課題である不登校対策にも大きく貢献できるものと考えられます。不登校に陥る児童生徒の中には発達障害のある児童生徒が多く含まれていることは周知のとおりであります。発達障害のある児童生徒に早期に適切な支援を行うことによって不登校に陥ることを免れた例は少なくありません。

今後も本研究会では、従来からの言語・聴覚・発達に障害のある幼児・児童・生徒の直接的な指導・支援を推進して参ります。加えて、自校内支援や在籍校(園)訪問、サテライト教室による指導などに積極的に取り組み、本県の特別支援教育力の向上に資する覚悟でありますので、別記要望事項について格別のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和2年11月25日

静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会
会長（静岡市立番町小学校長）寺谷正博

要 望 事 項

I 通級による指導の充実のための要望

- 1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いします。
- 2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように、人事面での配慮や研修の機会増大と合わせて本研究会への参加にご理解をいただきますようお願いいたします。
- 3 ICT機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進をお願いします。

II 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いします。

III 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実と発展のための要望

聴覚に障害をもつ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること
- ・通常学級に在籍する聴覚に障害をもつ児童・生徒の実態調査を全県で行うこと

IV 発達障害通級指導教室充実と発展のための要望

- 1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いします。また、既設の市町においても、高まるニーズに応じた新設・増設等の対応をお願いします。
- 2 本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。高等学校の通級による指導についても、実施学校数が少ないため、中学校で通級に通い、高等学校でも継続したい生徒が通えない現状があります。そこで、下記の点について、ご検討をお願いします。
 - ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
 - ・現在設置されている発達障害通級指導教室の担当者を増員すること
 - ・全日制、定時制の課程の高等学校において、通級による指導をより多くの学校で実施すること

V 早期指導充実と発展のための要望

- 1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どここの市町においても一定の支援を受けられるよう県としての働きかけをお願いします。
- 2 幼児指導者に求められる高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には、現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう、働き掛けをお願いします。

I 通級による指導の充実のための要望

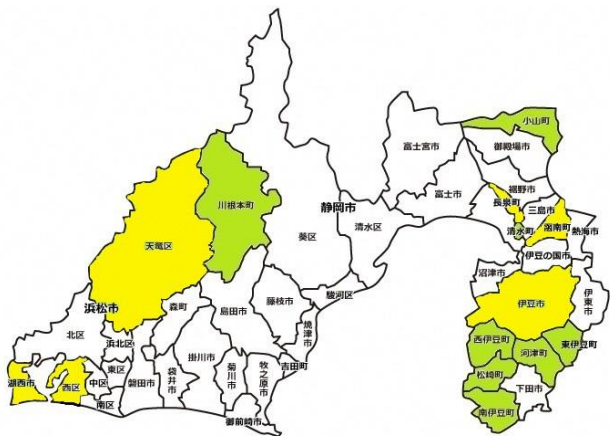
1 通級指導教室（言語障害・聴覚障害・発達障害）の設置状況に大きな地域間格差が生じています。こうした格差を是正するために通級指導教室の新設や増設をお願いします。

平成5年の通級制度法制化が契機となり、全国に通級指導教室が設置されるようになりました。静岡県（以下、本県という。）においても、通級指導教室の必要性が広く理解されるようになり、各教育委員会のご努力により、教室数は着実に増えてきました。

しかし、資料I-1-①からも分かるように、通級指導教室の設置が遅れている地区も残されています。特に県東部地区の小山町・清水町・東伊豆町・西伊豆町・南伊豆町・松崎町・河津町は、他地区同様多くのニーズがあるにもかかわらず、言語・幼児言語・発達のどの教室も存在していません。R1年度は、東部において、合計19名（言語4名・発達15名）の児童が他市町から通級しました。また、各市町に1つしか通級指導教室がない場合、在籍地域に通級教室があっても、在籍校からの距離が遠く、伊東市では、61名の在籍児童のうち9名が片道1時間以上をかけて通級しました。遠距離の通級は、往復するだけで疲れてしまい、指導に集中できないばかりか、保護者の負担が大きく、「送迎困難」を理由に未改善のまま通級を終了した例もあります。下田市では、南伊豆町や東伊豆町の教育委員会から相談がありましたが、通級の距離と時間の負担を考えると、必要があっても通級につながらない場合もありました。

資料 I-1-① 通級指導教室未設置の市町（令和元年度）

地 区	言語教室	幼児言語教室	発達教室
東 部	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町	東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 函南町 清水町 長泉町 小山町	伊豆市 東伊豆町 河津町 南伊豆町 松崎町 西伊豆町 清水町 小山町
中・西部	川根本町 森町	川根本町 森町	川根本町 湖西市
浜松市	西区		天竜区



※静岡市は、未設置無し。

※函南町、清水町、森町には幼児に対することばの相談窓口があります。

児童生徒に適切な支援を行うために巡回やサテライトでの指導を行い、保護者の負担を軽減し、支援の機会を増やすことができました（資料I-1-②）。しかし、サテライト校には通級指導のための教室が整備されていないことが多く、指導日には、多くの教材を運び、教室の準備から始めなければならない、担当者の負担が大きくなっています。何よりも、通級指導の要である保護者との連携を十分に行うことができなかつたり、児童生徒のために臨機応変に指導内容を変えることが難しく、その日に必要な指導をすることができなかつたりすることは、大きな課題となっています。負

担が大きくなっても個への支援を届けたいという担当者の強い思いで実施しているサテライト指導ですが、やはり、学校と保護者と通級指導教室が連携して個を育てるといふ、通級指導教室の良さを生かした指導を行うためには、各市町への教室の新設・増設に向けて、段階的な働きかけをお願いします（資料Ⅰ-1-③）。

資料Ⅰ-1-② サテライト実施状況（令和元年度）

	東部		中西部		県全体
	言語	発達	言語	発達	
実施	2	5	0	6	13
未実施	9	9	13	8	39
小計	11	14	13	14	52
実施率	18%	36%	0%	43%	25%

＜サテライトでの指導の成果＞

- ・自家用車で往復1時間以上かかる児童生徒の時間的、心身面などの負担を軽減できる。
- ・保護者の送迎困難により、通級できない児童生徒に対する指導を行うことができる。
- ・送迎時間がないため、授業時間の確保ができる。
- ・午前中の時数を指導に当てることができる。
- ・担任との連携や教室での様子を観察できる。

資料Ⅰ-1-③ サテライト指導に対する担当者の意向

	東部		中西部		県全体
	言語	発達	言語	発達	
必要	6	8	3	7	24
必要なし	2	2	4	4	12
どちらとも	3	4	6	3	16
小計	11	14	13	14	52
必要感	55%	57%	23%	50%	46%

＜サテライトでの指導の課題＞

- ・保護者との連携がとりにくい。
- ・指導室や教材が整っていないため、教材の運搬や指導準備にかかる負担が大きい。
- ・本校から教材を持ち出すことに気を遣う。
- ・担当者の移動の負担が大きい。
- ・自校の会議等に参加できないことが多い。
- ・通級教室が複数担当の場合、担当者同士が会う機会が少なくなる。

平成29年4月1日の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級指導を受ける児童生徒13人に1人の教員を配置することとなりました。

令和元年5月1日現在、全国で通級による指導を受けている小中学校の児童生徒は133,476人で、平成30年度の総数に比べて、10,889人の増加となりました。静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会（以下、本会）が行った調査によると、本県では、令和元年度の小中学校の児童生徒数は1,882人（令和元年度年度末 政令市を除く）で、平成30年度より242人の増加となりました。各教育委員会による教室の新設・増設等のおかげで、多くの児童生徒を受け入れることができるようになりましたが、1人当たりの指導人数は、平成30年度は19.5人に対して令和元年度は20.7人と増加傾向にありました（資料Ⅰ-1-④⑤）。その他に、167人の経過観察等を行っており、実際には24人を超える児童生徒を担当している教室も多くあります。すべての児童生徒に個別の指導を行うことができずグループ指導を併用した、指導半ばで退級してもらったというケースも出てきています。ことばの教室の中には、発達に関する困り感を併せもつ児童も多くなってきました。多様な表れのある個々の児童生徒に寄り添う支援を行うためには、1人1人に指導計画と授業準備が必要となります。そのためには、専門知識を増やすための研修、在籍校・保護者や他機関との連携など、担当1人に対する支援の役割は多くなってきています。

通級指導教室へのニーズが高まり、各校で支援を必要とする児童生徒が増加している中、ぜひ、基礎定数化の計画的な実施とともに、各市町の小中学校の設置状況を調査し、それに基づく教室設置を行い、地域間格差をなくすよう、ご尽力をお願いします。

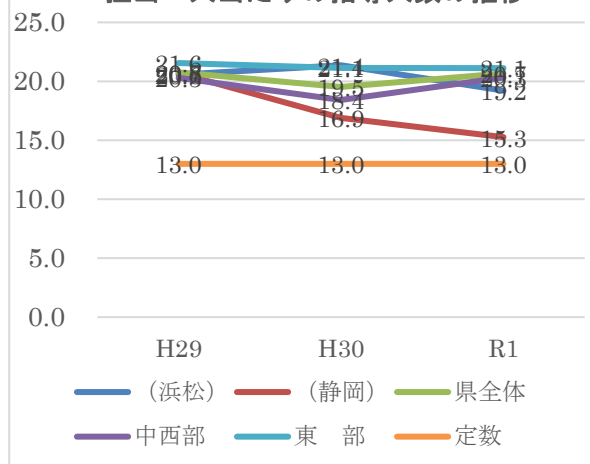
資料 I-1-④

担当一人当たりの指導人数 (単位 人)

	H29	H30	R1
県全体	20.8	19.5	20.7
東部	21.6	21.1	21.1
中西部	20.3	18.4	20.3
静岡	20.7	16.9	15.3
浜松	20.6	21.4	19.2

資料 I-1-⑤

担当一人当たりの指導人数の推移

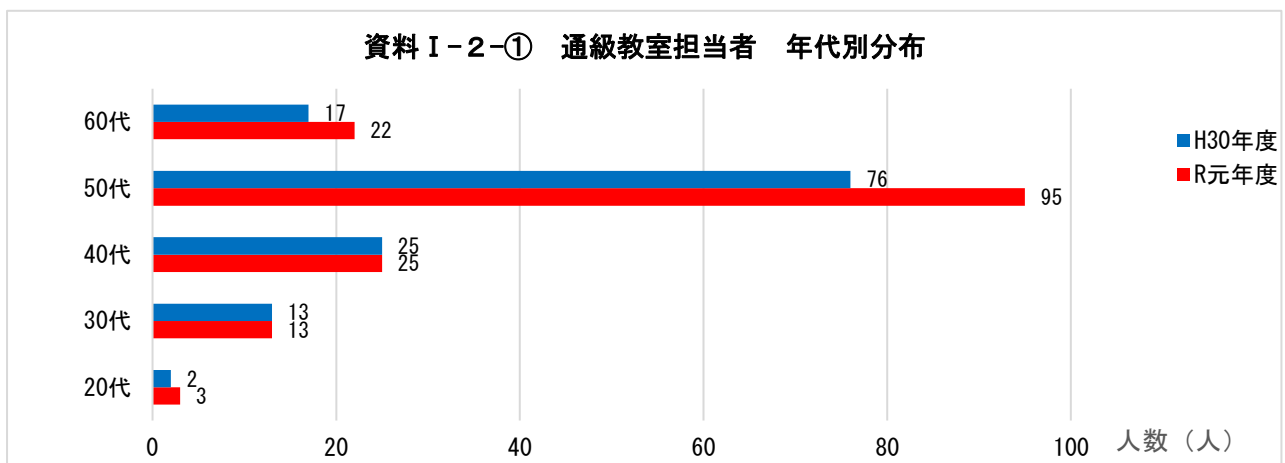


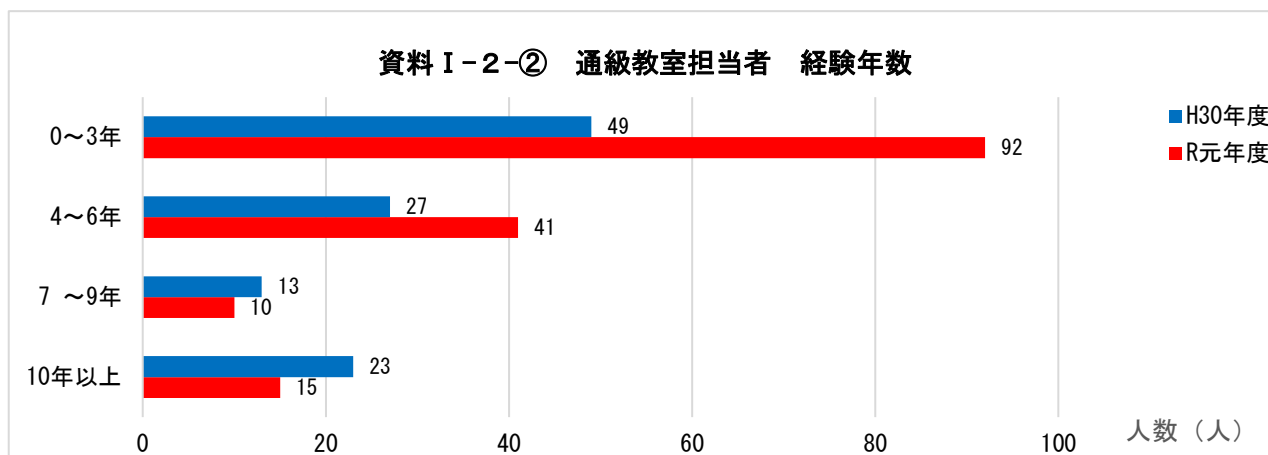
2 静岡県が推進してきた特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、通級指導教室担当者の指導経験を生かしつつ、その経験が適切に継承されるよう、また、通級児にとって丁寧で手厚い指導ができるように、人事面での配慮や研修の機会増大と合わせて本研究会への参加にご理解をいただきますようお願いいたします。

「障害に応じた通級による指導の手引き」（平成 30 年 文部科学省。以下、文科省という。）では、新任の通級指導教室担当教員の専門性、指導力を高めるための研修内容として次の 8 項目を挙げています。

- (1) 通級による指導や自立活動の趣旨・目的及び概要
- (2) 通級による指導の対象となる障害の種別に関する専門的な知識・技能
- (3) 通級による指導に係る特別の教育課程の編成
- (4) 個別の指導計画の作成の手順、個に応じた指導の方法
- (5) 教材・教具の活用
- (6) 個別の教育支援計画の作成、保護者や関係諸機関との連携協力
- (7) 事例研究法と指導の評価
- (8) 通級指導教室の経営

資料 I-2-①が示すように、令和元年度の通級指導教室担当者の年齢は、70%超が 50 歳代以上で、20 歳代と 30 歳代合わせて 10%という状態にあり、明らかに年配者に偏っています。これは、担当者が、豊かな教職経験の上でしか築き上げることのできない高い専門性を要求される職であるためと思われます。上記の 8 項目の専門性を身につけた、経験が豊かで指導者的立場にある担当者が、この先、退職の時期を迎えることを考えると、このような不均衡な担当者の構成は、専門性を継承したり高めたりすることを難しくしています。また、資料 I-2-①の令和元年度と平成 30 年度の比較から、新設や増設によって、通級指導教室担当者が増えていますが、その年代も、ほぼ 50 歳代以上ということが分かります。そして、資料 I-2-②が示すように、担当者の 60%近くが経験年数 3 年以下となっており、昨年度と比較すると、その数がさらに増加していることから、この先の通級指導教室の質の低下が危惧されます。今後の通級指導教室の基礎定数化を見据え、複数体制にするなど、若手の育成を考えた具体的な整備を、段階的に進めていただきたいと思います。また、身に付けた高い専門性を生かし、次世代へ引き継ぐために、同一校勤務年数の延長をするなど、臨機応変な対応も併せてご検討いただけるとありがたいです。本県の特別支援教育及び通級による指導の一層の充実を図るため、今後の通級指導教室担当者の将来的な視点に立った、均衡のとれた人事が行われるようにご配慮をお願いいたします。





通級指導教室担当者は、静岡県教育委員会（以下、県教委という。）のご指導の下、言語・聴覚・発達障害児教育の充実に努めてまいりました。県教委主催の通級指導教室担当者研修において、平成 29 年度から、「発達障害通級指導」演習と共に、「言語障害通級指導」演習も実施されるようになり、言語障害通級指導者にとっても大変有意義な研修会となっています。また、この研修会が、東・中西部の幼児教育に携わる教員・職員まで参加が拡大され、平成 30 年度末に配布された「発達障害を対象とした通級指導教室のスタートブック」を活用するための講話も設定していただき、大変有り難く思います。しかし、県教委主催の研修は、回数が少なく、経験の浅い通級指導担当者は、先述の研修内容 8 項目のような基礎的な専門性を体系的に身に付けることが難しいため、指導を行いながら、専門性を身につけている教室の先輩から学んでいる状態です。しかし、学校に 1 教室しかないところでは、担当者は 1 人で悩みながら、手探りで教室経営や指導を行っていくしかありません。そのような状況の中、市・町教委主催の研修がない地域もあり、担当者は、指導に生かせる行政主催の更なる研修を望んでいます。先述しましたが、経験年数 3 年以下の担当者が 60% 近くを占めており、通級指導教室担当者の基礎定数化を見据え、担当者を養成する体制を整えていく必要があります。令和元年 9 月に文科省から出された、「発達障害に関する通級による指導担当教員専門性充実事業実践事例集」にあるような専門性を身につけられる研修の機会を、地域間の格差なく平等に設け、専門性を身につけた担当者が幅広く育成されるようにご配慮をお願いします。

また、令和 2 年 3 月に「初めて通級を担当する教師のためのガイド」が文科省のホームページに公開されました。その中の「第 1 章 通級指導を担当するに当たって」では、「（4）困ったら一人で悩まずに相談しましょう。」とあります。本会は、以下のように、通級指導教室担当者の専門性を身につけられる研修を年間を通して行っており、担当者にとって、困ったときに相談できる機関でもあります。先述の 8 項目の研修内容を補う為にも、引き続き、本会の研修会への公的な参加ができるよう、旅費等への配慮をお願いします。

令和元年度 静岡県言語・聴覚・発達障害教育研究会 研修計画

（1）定例研修会 第 1 回中部：【午前】総会・講演 【午後】分科会

第 2 回東部：【午前】講演・ワークショップ 【午後】講演

第 3 回西部：【午前】講演 【午後】分科会

（2）地区講習会：新任者研修会・指導者講習会・担当者研修会・事例検討会・検査技能講習会等

【東部】年間 6 回 【中部】静岡：年間 6 回 志太榛原：年間 3 回 小笠：年間 5 回

【西部】年間 9 回

3 ICT機器を活用した遠隔指導や指導の個別最適化を図るためのシステム構築に関する研究の推進をお願いします。

本年度、全国の小中学校は、新型コロナウイルス感染拡大により、長期間の臨時休業となりました。このことにより通級指導も休止を余儀なくされました。このような事態もあり、国の ICT 機器活用推進事業も加速しております。

通級指導を受ける児童生徒やその保護者にとって、ICT 機器活用を活用した遠隔指導が可能になることは、移動や送迎の負担軽減や他校に通うことへの抵抗感を軽減することにもつながるなど大きな効果が期待できます。

また、もう一つの ICT 機器活用の大きな機能である個別最適化は、構音や書字につまずきのある児童生徒の自主的な反復練習などへの活用も期待できます。

しかし、その一方で個人情報の漏洩、情報モラルの問題なども懸念されます。また、市町による環境整備の進捗状況やシステムに違いがあると市町をまたぐ接続が円滑に行われないなどの問題も懸念されます。

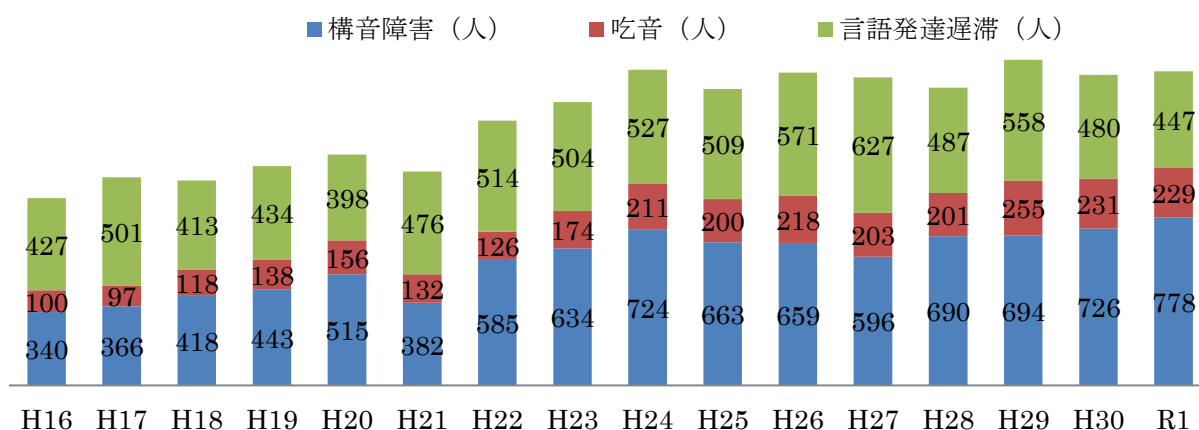
そこで、1人1台を見据え、通級児童生徒を含む特別な支援を必要とする児童生徒にとっての有効な ICT 機器活用の指針や活用ルール、市町をまたいでも円滑に活用できるシステム構築について研究・検討を進めていただくことをお願いします。

Ⅱ 言語障害通級指導教室充実と発展のための要望

言語障害のため通級による指導を必要とする児童の数は増加し、需要が増えているにもかかわらず、県内の言語障害通級指導教室数や担当者数は増えていません。ニーズに応え質の高い指導を行うために、言語障害通級指導教室の増設と担当者の配置をお願いします。

通級指導を受けている言語障害児の数は全国的に増加傾向にあります。令和2年3月に本会が実施した基本調査によりますと、令和元年度末までの言語障害通級児童の延べ人数は1,478人（構音障害778人、吃音229人、言語発達遅滞447人、その他24人）で、本県も全国の推移と同じように増加傾向にあることが分かります。また近年では、改善に相当な時間を要する吃音や言語発達遅滞の児童が増加しています（資料Ⅱ-①）。

資料Ⅱ-① 静岡県の言語障害通級指導教室児童数



資料Ⅱ-①より、言語障害通級指導教室には毎年1,500人程通っていることが分かります。令和元年度は、平成30年度に近い人数でしたが、依然として、県下で16名の児童が待機、185名(H30 173名)の児童が正規に通級できずに経過観察等しながら指導を待っています（資料Ⅱ-②）。教室数や担当者の不足により、必要があっても指導を受けられない待機児童の問題は、まだ解決できていません。待機児童を作らないために、指導時間を隔週にしたり、経過観察等の対応で時数外での指導や相談を行ったりしていますが、担当者の努力や工夫にも限りがあります。また、構音指導が必要な児童については、毎週の指導が理想であり、月1回の指導では指導効果が上がりません。この現状は、児童生徒や保護者のニーズに十分応えているとはいえません。

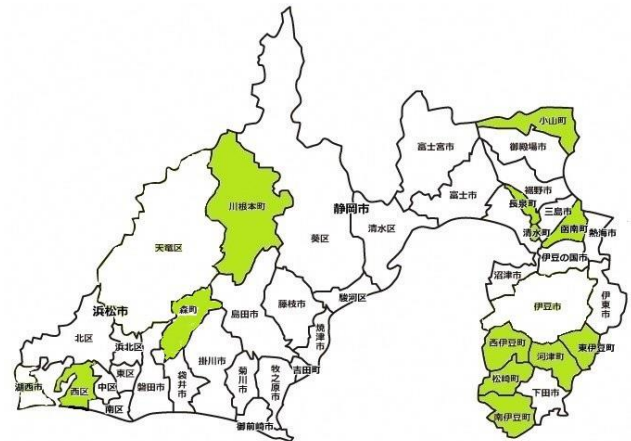
資料Ⅱ-② 令和元年度言語障害通級指導教室における待機児童数

	県東部	県中西部	静岡市	浜松市	合計 (人)
待機児童	1	13	0	2	16
経過観察等 (サービス)	86	25	28	46	185

東部地区には、言語障害通級指導教室が未設置のために指導を受けたくても受けられない児童がいるものと思われます（資料Ⅱ－③）。また、各市に1教室の設置の上、担当が複数配置されている学校は11校中3校、他の8校は各市に1教室1名の配置であるため、日ごろの実践や専門性を高めるための研修を充実し、個に応じた適切な支援を深め、継続していくには難しさがあるのも現状です。

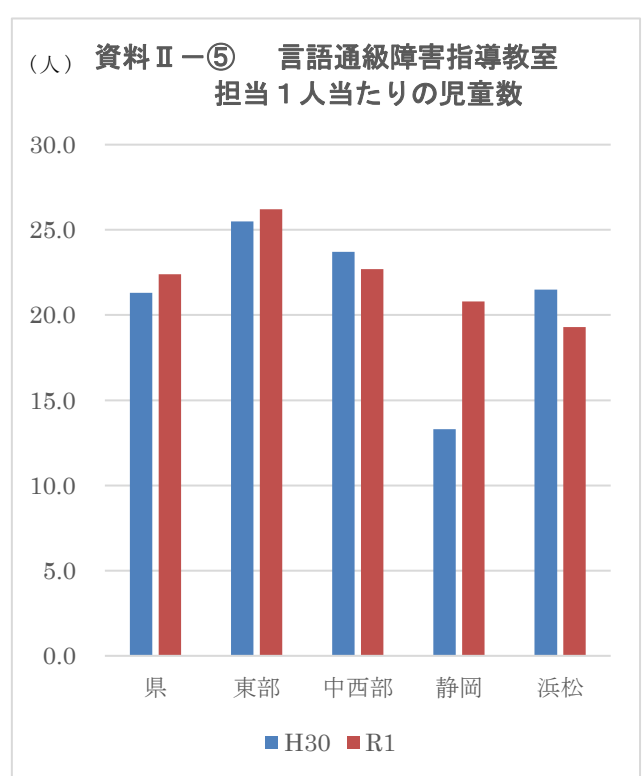
平成29年4月1日の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級による指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級による指導を受ける児童生徒13人に1人の教員を設置することとなりました。しかし、資料Ⅱ－④⑤から分かるように、令和元年度、本県の教員1人が担当している児童生徒数は各地区13人を上回っており、特に東部地区では担当者1人当たりの児童数が26.2人となっています。静岡県全体としては1人当たり22.4人となっていますが、1人に対して複数時間の指導をしている場合や非常勤講師による指導時数を考えると、実際にはそれ以上の指導時数をもちながら指導している場合も少なくありません。通級児童に対する個別指導以外に、保護者や在籍校、また、専門機関との連携等、多様なニーズが高まる中、担当者にとって過度の負担がかかるケースもあります。担当者にとって過度の負担とならないように十分配慮をしつつ、通級による指導の効果が上がるよう、教員の増員をお願いします。

**資料Ⅱ－③
令和元年度言語障害通級指導教室未設置市町**



**資料Ⅱ－④ 言語通級指導教室
通級児童数と担当者数** (人)

	年度	通級児童数	担当者数	1人当たりの指導人数
静岡県	H30	1,447	63	21.3
	R1	1,478	66	22.4
東部	H30	433	17	25.5
	R1	445	17	26.2
中西部	H30	522	22	23.7
	R1	521	23	22.7
静岡市	H30	213	16	13.3
	R1	229	11	20.8
浜松市	H30	279	13	21.5
	R1	290	15	19.3



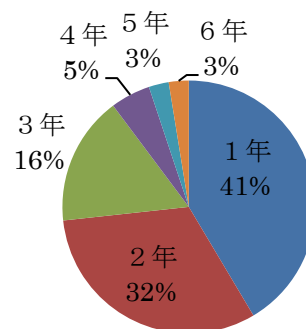
言語障害における早期教育の成果は、これまでも報告されていますが、資料Ⅱ-⑥⑦からは、学年が低いほど適応状態が改善されやすいということが分かります。また、資料Ⅱ-⑧⑨は適応状態が改善し、退級した児童のうち、幼児言語教室に通っていた児童の数を示しています。この資料からは、早い時期から指導を受けることによってより早く適応状態が改善することが分かります。

以上を踏まえ、言語障害を一日でも早く改善するために、待機児童を出さず、支援を必要とするすべての児童が早い時期から専門的な指導を受けられるよう、市町からの言語障害通級指導教室の設置や担当者の配置についての検討をお願いします。

資料Ⅱ-⑥ 適応状態が改善して退級した児童数

	県東 部	県中 西部	静岡 市	浜松 市	全県	比率
1年 (人)	58	97	14	42	211	41%
2年 (人)	36	68	22	36	162	32%
3年 (人)	17	45	9	13	84	16%
4年 (人)	7	6	4	9	26	5%
5年 (人)	3	2	4	4	13	3%
6年 (人)	10	2	0	1	13	3%
合計	131	220	53	105	509	100%

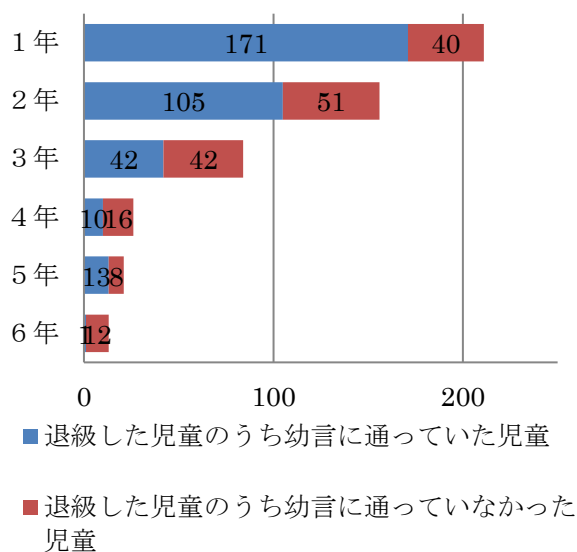
資料Ⅱ-⑦ 適応状態が改善して退級した児童数の学年別割合



資料Ⅱ-⑧ 適応状態が改善して退級した児童のうち幼児言語教室に通っていた児童

	県東 部	県中 西部	静岡 市	浜松 市	全県	退級児中 の比率
1年 (人)	39	87	7	38	171	81%
2年 (人)	19	55	8	23	105	64%
3年 (人)	3	28	2	9	42	50%
4年 (人)	3	1	1	5	10	38%
5年 (人)	1	1	0	3	5	28%
6年 (人)	0	1	0	0	1	7%
計	65	173	18	78	334	65%

資料Ⅱ-⑨ 適応状態が改善して退級した児童の幼言に通っていた児童と通っていなかった児童の学年別児童数 (人)



Ⅲ 聴覚障害特別支援学級・聴覚障害通級指導教室充実と

発展のための要望

聴覚に障害をもつ児童・生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、それぞれの発達段階、ニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、下記の点についてご配慮、ご検討をお願いします。

- ・入学前聴覚スクリーニング検査を全校で実施すること
- ・在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすること
- ・研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定すること
- ・通常学級に在籍する聴覚に障害を持つ児童・生徒の実態調査を全県で行うこと

本県で実施されている、「FM 補聴システムの送受信機の貸出（無料）事業」は、障害者手帳の対象とならない軽・中等度の難聴をもつ幼児・児童・生徒の補聴を助け、幼児期から学童期への切れ目ない学習機会を確保することにつながっています。大変有効なため、無料貸し出し期間後も、延長や購入を考える方が多いと聞いています。この事業があることで、静岡県乳幼児聴覚支援センターが中心となって、貸与児童と学校（園）・地域の聴覚特別支援学級（校）や通級指導教室をつないでいただき、学校（園）で適切な支援を受けることができるようになった例もありました。これらの事業に関してのご尽力に心より感謝申し上げますとともに、今後も、継続、拡大していただけますよう働きかけをお願いします。

さて、新生児聴覚スクリーニング検査の実施に伴い、早い時期に聴覚の問題を発見できるようになったため、高度・重度難聴があっても人工内耳や補聴器による早期の補聴開始、コミュニケーション指導を受け、通常の学級に在籍する児童生徒も増えています。しかし、検査以降に聴力が落ちたり、未受診のため発見が遅れたりする児童もまだいるようです。また、新生児期に問題が発見されても、軽・中等度難聴や一側性難聴の場合、家庭や園ではそれほど不都合がないように見えるため、就学と共に医療面での支援を終了し、学校で特別な配慮を受けていない児童生徒も多数います。このような軽・中等度難聴や一側性難聴の児童生徒の多くは、環境によってある程度の会話ができるので、「（いつでも）聞こえている」「補聴器をつけているから（全部）聞こえている」と思われがちです。本人も聞き漏らしていることに気付かないので、友達に「無視した」と誤解されたり、後に大きな失敗やトラブルになってしまったりしたという例は少なくありません。通常の学級に在籍する児童生徒も同様の困難さをかかえているといえます。これは、FM 補聴システム貸与児童の感想（資料Ⅲ-①）にもあるように、どれだけ聞き落としているのか難聴児自身にも分からないこと、聴覚障害についての正しい理解が進んでいないことが大きな原因だと思われまます。

このようなことを解消するには、就学前に聴覚に障害がある児童を把握し、乳幼児期の情報を共有した上で、適切な配慮について保護者と職員が共通理解して支援していくことが必要です。しかし、令和元年度の県内の入学前健康診断における聴力検査の実態を見ると、少し減少したものの未実施の学校がまだ残されています。（回答 83。小学校の 26.5%にあたる。）（資料Ⅲ-②）。「小学 1 年生になってすぐに聴力スクリーニングを実施するからやっていない」という地域がありますが、就学時検診のときに聴覚スクリーニングをやってない園児が、吃音でことばの教室に入級しましたが、よく調べてみると聴覚に障害があったということが分かり、指導の課題が適当でなかったという事例の報告もあります。一方で、本会アンケート調査時は未実施だったある市が令和 2 年度から実施するという

朗報も入っています。早急に、学校保健安全法施行規則の規定に基づき、県内の全小学校において、入学前健診で聴覚スクリーニング検査が実施されるよう働き掛けをお願いします。また、令和元年5月17日に、当研究会定例研修会において静岡県立総合病院副院長、静岡県乳幼児聴覚支援センター(きこえとことばのセンター) 所長 高木 明先生の講演の中で「人工内耳を装着した子どもに早期の介入を行えば、通常学級での学習が可能な言葉の獲得が期待できるが、現状では十分な支援の場がないために、人工内耳の効果が表れていないケースがある」という報告がありました。乳幼児期における難聴教育の充実も進めていくことが望まれます。

聞こえにくさは目に見えないので、聴覚に障害をもっている、学級では集団の中で健聴児と同じように正しく聞き取ることが求められます。聞こえにくくても、特別な支援を受けずに困っている児童生徒は大勢いると思われれます。また、中学生になると、教科担任制、部活動という人間関係の複雑さも加わり、自分のきこえに自信がなく、不安があっても口にできない生徒は、学習意欲の低下や不登校など、二次的な障害につながることも懸念されます。

そこで、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通えるようにすることをお願いします。在住地域に支援を受けられる学級や通級指導教室があれば、指導を受ける時間を増やしたり、同じ障害をもつ仲間と気持ちを伝え合ったりすることができ、低学年から障害理解についての支援教育を受けることもできます。何より、近くにあることで、在籍学級担任と密に連携し、学級でのよりよい支援について共通理解することが可能になります。現在は、聴覚特別支援学校が実施しているサテライト方式での通級による指導がその役割を担っており、専門性の高い教員の指導を近くの学校で受けることができる良さがあるというものの、片道10km以上の道のりを往復2時間以上かけて通級している児童・生徒も多いそうです。また、指導に当たることができる教員やサテライト校の数も、児童生徒のニーズに十分応えているとはいえません。そこで、指導を必要としている児童生徒が、様々な機関との連携の中で、在住地域で十分に専門的な指導や障害理解教育を受けられるよう、聴覚特別支援学校の教員の増員、聴覚障害特別支援学級や通級指導教室の拡充をお願いします。

8歳で中等度難聴と分かり、「(医療面での) 支援は不要」と言われたので、6年生になるまで誰にも相談していない児童がいました。彼女は、11歳で補聴器を装用し始めたものの、使いこなすどころか周囲の目を気にして学校では使用せず、聞き取れないことを自分の努力不足と捉えていました。「間違っただけで恥ずかしい思いをしないよう、友達とトラブルにならないよう、常に周囲に気を配っているので、家に帰ると疲れ果ててしまう。」と話していました。また、難聴通級指導教室に通級する小学生の保護者は、中学校での生活や学習(特に英語や社会)、高校受験に大きな不安をもっています(資料Ⅲ-③)。英語のヒアリングの受け方など受験方法は対応してもらえると聞いていますが、実際には、中学校で個に応じた支援がなされていないため、自分に合った受験方法が分からず支援を受けられないこともあるようです。本県における共生社会の形成のための特別支援教育が推進されつつある今、聴覚障害についての基礎的環境整備の1つとして、県内のすべての高校で、難聴生徒も「聞くことができる」という平等な条件のもとで受験でき、入学後も継続して支援を受けられるようにすること、難聴の児童生徒の真のニーズを把握できるようにすることが望まれます。

そのためには、医療機関や市町の保健センター等と連携し、情報を共有して支援することはもちろん、聴覚障害についての正しい理解をさらに広げ、合理的配慮の基礎となる環境整備の向上につなげていく必要があります。幼・小・中・高等学校の特別支援教育コーディネーターや就学支援担当・養護教諭等の研修会で、聴覚に障害を持つ幼児児童生徒の困難さについて学ぶ場を設定し、障害についての理解を広げる働きかけをお願いします。

聴覚に障害をもつ児童生徒の将来の社会参加に向けて、障害を早期に発見し、発達段階やニーズに応じて必要な支援を受けられるよう、オージオメーターを使用しての入学前聴覚スクリーニング検査を県内の全小学校で実施し、在住地域で聴覚特別支援学級や通級指導教室に通うことができ、研修会等で聴覚障害についての理解を広げる場を設定していただけるよう、更なるご配慮、ご検討をお願いします。

資料Ⅲ-①

「FM 補聴器貸与児童の保護者へのアンケート（県立総合病院乳幼児聴覚支援センターの資料）」より

学習効果について	<ul style="list-style-type: none"> 先生の言っていることが分かるので、自信をもって発表できる。友達と話すことが増え、明るくなったと言われた。 ガヤガヤしている所や、友達が話していても、先生の声が聞き取りやすくなった。 中学では多数の先生の授業を受けるようになるのでさらに有効的に使用できると思う。 運動場や体育館などでは、FM 補聴器を使用することで今まで聞き取れなかった部分を聞き取ることができ、行動しやすくなった。
難聴への理解について	<ul style="list-style-type: none"> 自分では、補聴器を着けているので大丈夫と思っていたが、今まではあまり聞こえていなかったということが分かった。勉強が分かるようになった。 発表する友達が FM 補聴器を使ってくれたのでよく聞き取れた。 集会時も校長先生や、他の先生方が使ってくれて、とても助かっている。
購入について	<ul style="list-style-type: none"> 子どもにとって必要かどうか、買うことに悩んでいたが、6 か月間の無料貸し出しのおかげで FM 補聴器の必要性を感じる事ができた。

資料Ⅲ-② 入学前聴覚スクリーニング検査の実施の実態 調査 83(校)：本会会員在籍校

	東部	中西部	静岡市	浜松市	合計	備考	
実施	14	26	8	13	61		
検査者	教職員	10	12	7	9	37	※1：市で一括。各校に割り当てられた職員が担当 ※2：園にオーディオメーターを貸し出して実施。再検査児のみ小学校。
	医師	0	0	0	0	0	
	その他	4	15	1	6	22	
	園 4 ※2	市職 3 ※1 園 12※2	ことばの教室担当者 1	ことばの教室担当者 6			
オーディオメーター使用	14	26	8	13	61		
未実施	13	9	0	0	22		
通級等の支援無し(人数)	6校 (11名)	4校 (10名)	2校 (6名)	1校 (1名)	13校 (28名)		

資料Ⅲ-③ 難聴通級指導教室（富士宮東小みみの教室）に通級する高学年児童の保護者アンケートより

中学校生活について、心配なこと	<ul style="list-style-type: none"> 小学校より授業の内容が量・質共に多くなると思うので、勉強についていけるか。（特に英語・社会） 聞こえにくいことが原因でいじめられないか。 きこえについて先生や友達の理解が得られるか（FM補聴システムを使用することを特別な目で見られるのではないか。） クラスや部活で、友達や先輩の話を聞いてうまくやっていけるか。 本人は「聞こえているから大丈夫」と言うが、本当はどの程度理解できているのか。
-----------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時にきちんとした情報が得られるか。
学校に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・先生方の難聴への理解。 ・試験のとき等に、特別扱いと思われないよう、配慮してほしい。 ・受験に当たっては、いろいろな情報がきちんと得られるように配慮していただきたい。
難聴通級指導教室に望むこと	<ul style="list-style-type: none"> ・きこえについて、先生や友達との理解が得られるよう相談にのってほしい。学校に働きかけてもらえるとありがたい。 ・中学の通級教室が近くにあれば、授業や部活を休まずに通級できるので、通級したい。 ・聴覚障害児が受けられる受験についての配慮、情報を教えてほしい。 ・同じ障害の先輩や保護者の話ができる機会を作ってほしい。

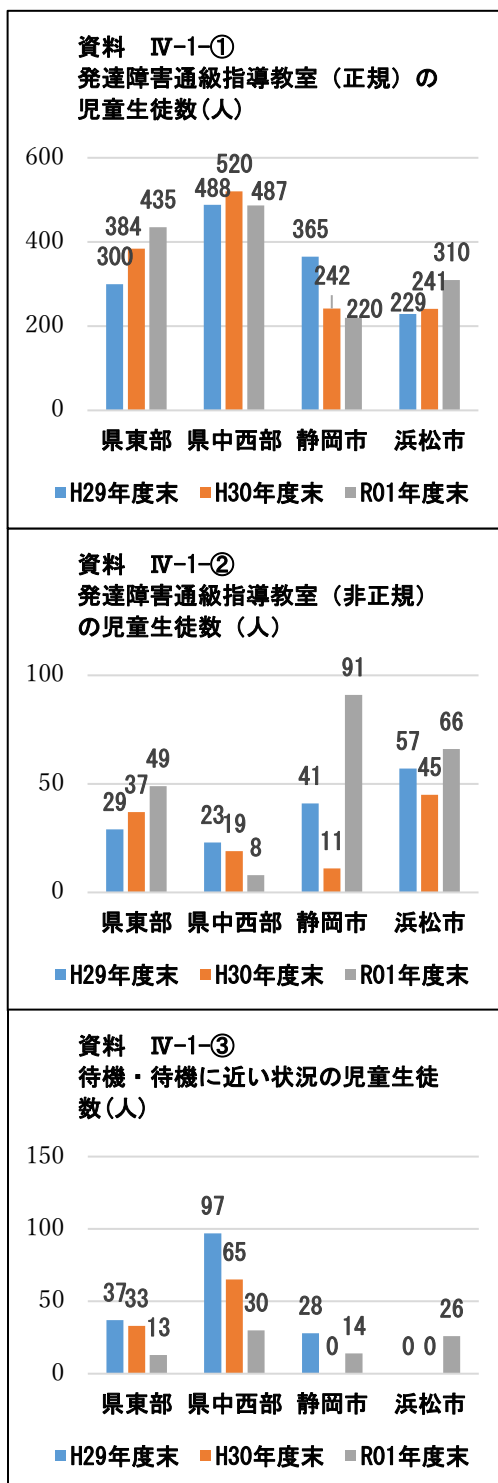
IV 発達障害通級指導教室充実と発展のための要望

1 発達障害通級指導教室の設置が進んできましたが、まだニーズに十分応える状況ではありません。未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いします。また、既設の市町においても、高まるニーズに応じた新設・増設等の対応をお願いします。

令和元年度末の本会の状況調査では、正規の通級児童生徒が 1,452 名(資料IV-1-①)、非正規(相談や経過観察等で教室に通っている)の児童生徒が 214 名(資料IV-1-②)、合計 1,666 名の児童生徒が指導及び支援を受けている実態が分かりました。また、発達障害通級指導教室の新設・増設が進んでいるのですが、待機または待機に近い状況にある児童生徒は、依然として 83 名います(資料IV-1-③)。

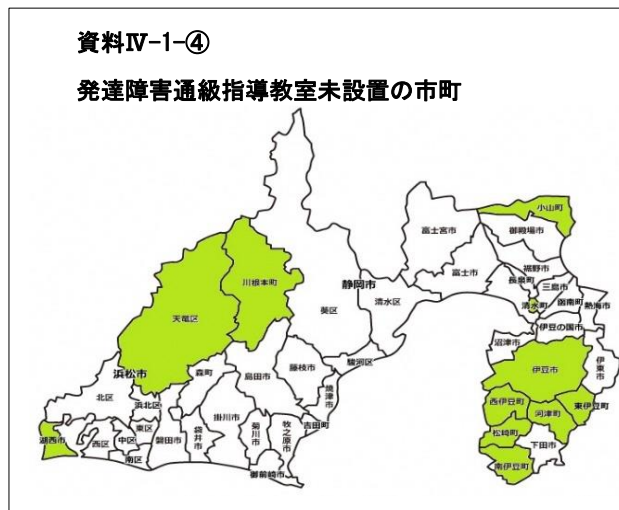
県内通級指導教室担当者のアンケート結果には、「市内 1 校の拠点校では抱えきれない児童数になってきた。拠点校を増やす、指導教室を増やす方向で市に要望している。」「小学校発達障害通級指導教室の増設(焼津南小・小川小では、定数以上の児童が待機している)。」など、各市町で新設・増設をさらに要望する意見が寄せられています。特に中学校への新設・増設については「6 年生の保護者から中学にも通級指導教室が欲しいという声が出ている。」「市内小学校に通級指導教室があっても、その先の中学校通級がない。」「小学校通級で培われたものが一番難しい年頃(思春期)に途切れるのはもったいないし、生かされない。環境が大きく変わる中学校で、変化に敏感な子どもたちにこそ中学通級が必要。」などといった意見が見られます。教室が設置されている地域においても、ニーズのある子どもの数に対して十分な数の発達障害通級指導教室が設置されていないことがうかがわれました。

また、令和 2 年 8 月現在、県内 2 市 8 町(伊豆市 湖西市 小山町 清水町 西伊豆町 東伊豆町 松崎町 河津町 南伊豆町 川根本町)と、政令指定都市である浜松市で 1 区(天竜区)が未設置となっています(資料IV-1-④)。県内通級指導教室担当者のアンケート結果からは、「地理的にサテライトも難しい地区のため、加茂地区に 1 教室でも新設されるとありがたい。」「下田地域に中学校通級を新設していただきたい。」など、切実な意見が挙がっています。発達障害通級指導教室未



設置の県内2市8町の地域では、指導を受けたくても未設置であることや、保護者が送迎可能な距離に利用可能な教室がないために指導を受けられない児童生徒が多数いるものと懸念されます。

これらのことから、発達障害通級指導教室の設置数は、ニーズに十分応えられていない現状が明らかです。そこで、未設置の区及び市町においては、一刻も早い新設をお願いするとともに、既設の市町においてもニーズに応じた新設・増設、そして、それに伴う担当者の増員をお願いします。

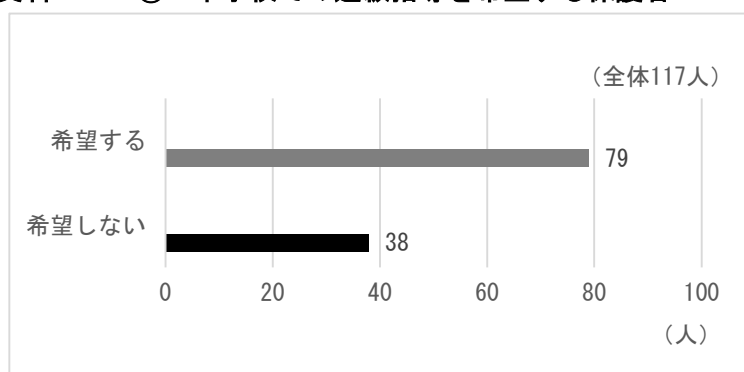


2 本県の中学校の発達障害通級指導教室は年々設置が進んでいますが、生徒・保護者のニーズに応えるには、教室数や担当者数が十分であるとは言えません。高等学校の通級による指導についても、実施学校数が少ないため、中学校で通級に通い、高等学校でも継続したい生徒が通えない現状があります。そこで、下記の点について、ご検討をお願いします。

- ・未設置の市町に中学校の発達障害通級指導教室を新設すること
- ・現在設置されている発達障害通級指導教室の担当者を増員すること
- ・全日制、定時制の課程の高等学校において、通級による指導をより多くの学校で実施すること

資料IV-2-①は、令和2年3月現在、政令市（静岡市、浜松市）を除く静岡県の本会の会員になっている教室で通級指導を受けている6年生の保護者 117名を対象としたアンケート結果です。中学校での通級指導を希望する保護者が79名と、全体の68%を占めていますが、本県において中学校に発達障害通級指導教室が設置されている市町（資料IV-2-②）は、政令市を除くと、裾野市、三島市、函南町、沼津市、富士市、焼津市、吉田町、磐田市、袋井市に1校ずつのみです。また、藤枝市は中学生のための支援教室を市独自で市内全ての中学校に開設しています。しかし、上記の市町以外では対応がなされていないため、小学校で通級指導を受けていてもその後の指導が途切れてしまい、行き先が無いのが現状です。小学校で通級指導を受けてきた生徒・保護者にとって、自立に向かう中学校期の大切な時期に特別な指導・支援が中断されてしまうことが、大きな不安となっています。

資料IV-2-① 中学校での通級指導を希望する保護者

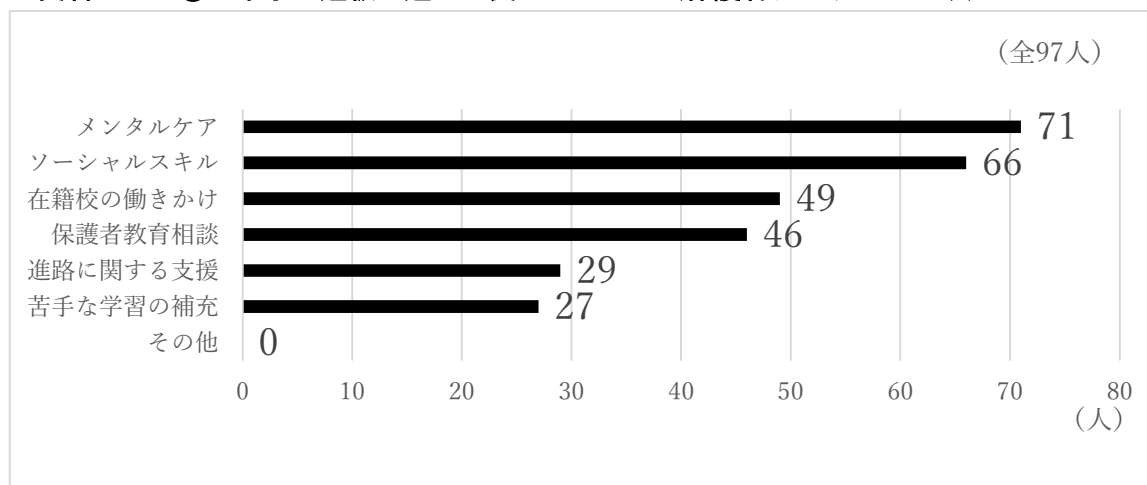


資料IV-2-②



資料IV-2-③は、現在中学の発達障害通級指導教室に通う生徒の保護者 97名を対象とした、中学の通級に通って良かったことのアンケート結果です。メンタルケアやソーシャルスキルトレーニング、在籍校への働きかけがいずれも数値が高くなっており、通級指導内容が多岐にわたり、かつ必要とされていることが分析できます。また、様々な困難さを抱えた生徒の在籍校と通級担当が環境調整などを検討し、合理的配慮を行った結果、困難さが軽減され不適応の悪化を防ぐことにつながった例もあります。さらには、進路先への移行支援を行い、通級生徒が進路先でスムーズにスタートできるように支援しています。このように、中学校の発達障害通級指導教室の役割は多岐にわたり、重要なものになってきています。以上のような結果から、未設置の市町においては中学校における発達障害通級指導教室の新設を進めて下さいますようお願いします。

資料IV-2-③ 中学の通級に通って良かったこと（保護者アンケートより）



資料IV-2-④は、令和2年5月現在で県内に開設されている政令市（静岡市、浜松市）を除く9校の中学校発達障害通級指導教室の生徒数です。平成29年4月1日の「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正に伴い、障害に応じた特別の指導（通級指導）を行う教職員の基礎定数化が盛り込まれ、通級指導を受ける児童生徒13人に1人の教員を配置することになりました。しかし、静岡県の実態は、9教室とも教員1人が13人或以上を超える生徒の指導を行っている現状です。生徒一人ひとりに質の高い指導を保障するためには教員1人当たりの担当生徒数の軽減が必要です。また、通級指導担当には、特別支援教育に関する専門的な知識や指導力が必要なため、計画的な教室経営やスムーズな指導の引き継ぎを行うためにも複数体制が望ましいと考えます。以上のことより現在設置されている発達障害通級教室の担当者の増員を是非ともお願いします。

資料IV-2-④

県内9校中学校通級指導教室生徒数と担当教員数

平成30年度に静岡県立静岡中央高等学校において通級による指導が開始されました。しかし、対象生徒は通信制課程に通う生徒に限定されています。令和元年度3月に行った、通級指導教室に通う中学生の保護者アンケートには、「本人にとって安心できる場所があることが心強いと思う。家庭以外でも弱音を吐いたり、応援してくれたりする居場所があったら嬉しい。」「年齢に応じた人との関わりを教えて欲しい。」「社会に順応できるか不安に思うことも多々あるので、学業とは違う社会生活へのサポートをして頂ければ。」などという声が挙がっていました。また、「自校にある、又は本人のみで通えるのであれば通いたい。」という声もありました。高等学校でも引き続き通級による指導を必要とする生徒は多く、保護者の強い要望もあります。そのようなニーズに対応して頂くよう、全日制、定時制の課程の高等学校にも通級による指導がより広く実施されることを強く要望いたします。

学校名	生徒数	担当教員数
富士市立吉原第一中学校	26人	2人
吉田町立吉田中学校	22人	1人
三島市立南中学校	24人	1人
磐田市立磐田第一中学校	25人	1人
焼津市立大井川中学校	25人	1人
沼津市立第四中学校	37人	2人
袋井市立袋井南中学校	19人	1人
裾野市立西中学校	17人	1人
函南町立函南中学校	18人	1人

*中学生からの新規入級を含む（R2年5月調べ）

V 早期指導充実と発展のための要望

1 本県の「幼児ことばの教室」は、県内外から高い評価を得ています。しかし、「幼児ことばの教室」には県単位の設置基準がなく、各教室によって様々な設置形態があり、支援の質や量は市町によって大きな差があります。

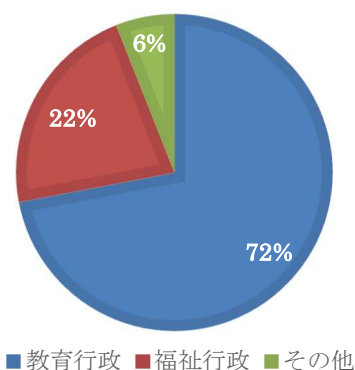
そこで、早期支援の重要性を鑑み、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県としての働きかけをお願いします。

「幼児ことばの教室」は令和元年度現在 50 教室あります。早期から一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するため、国の教育制度に明確に位置づけられていない中で、「幼児ことばの教室」での支援が、市町単独事業として県下の各地区で実施されていることは、県内外から高い評価を得ています。

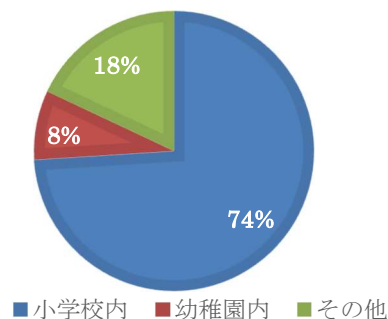
「幼児ことばの教室」が設置されている地域では、各市町の実態や設置の経緯などにより、その教室を担当する行政や設置場所は様々です（資料 V-1-①②）。福祉行政が担っている市町では、母子保健や福祉機関と連携し早期からの支援の必要な幼児を受け入れる体制が取れるなどの利点があります。学齢のこたばの教室に併設されている「幼児ことばの教室」では、幼児と小学生の教室が同じ教育の枠組みの中にあるため指導等に関する日常的な情報交換や研修を行うことができ「連携がしやすい」、「就学にあたっての連携もしやすい」などの成果をあげています。「幼児ことばの教室」から小学校の言語障害通級指導教室に進んだ児童の多くが早い時期に適応状態が改善しており（資料Ⅱ-⑧⑨）、学齢担当者からは、「指導時に必要な基礎・基本が備わり、取り組むべき課題がはっきりしている」「意欲的に授業に参加する」「保護者は子どもをよく理解し、通級に協力的である」等の「幼児ことばの教室」の指導効果が挙げられています。また、9割以上の子どもが通常の学級へ就学しています（資料 V-1-③）。これは幼児期の支援によって子どもの状態が改善されたか、通常の学級での支援の在り方を考えることができたためであると考えられます。

文部科学省は『通級による指導の手引き』1の中で「幼児期における障害の早期発見や適切な指導などの早期対応は幼児が障害の状態を改善・克服し、望ましい成長発達を図る上で大きな効果がある。」と述べ、ことばの教室における早期からの支援の必要性を指摘しています。本県の「幼児ことばの教室」は乳

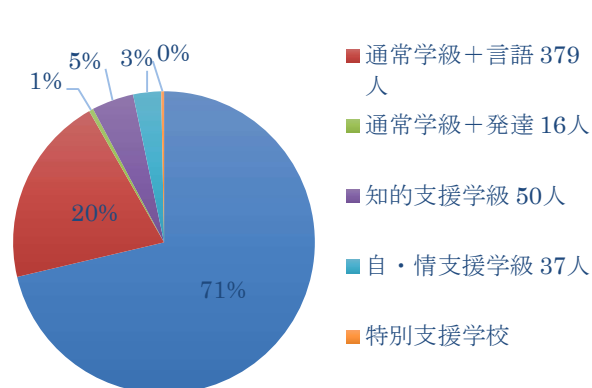
資料 V-1-① 担当行政



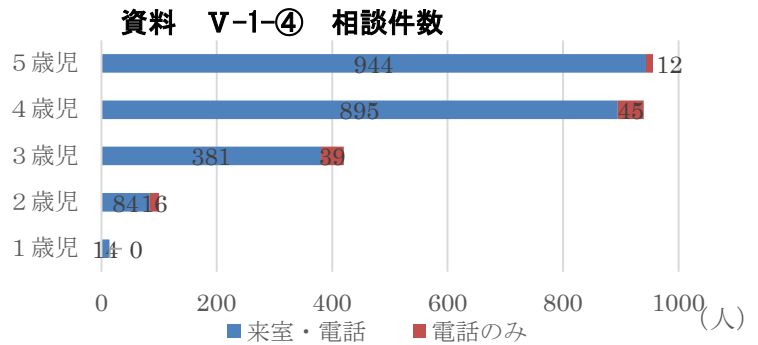
資料 V-1-② 設置場所



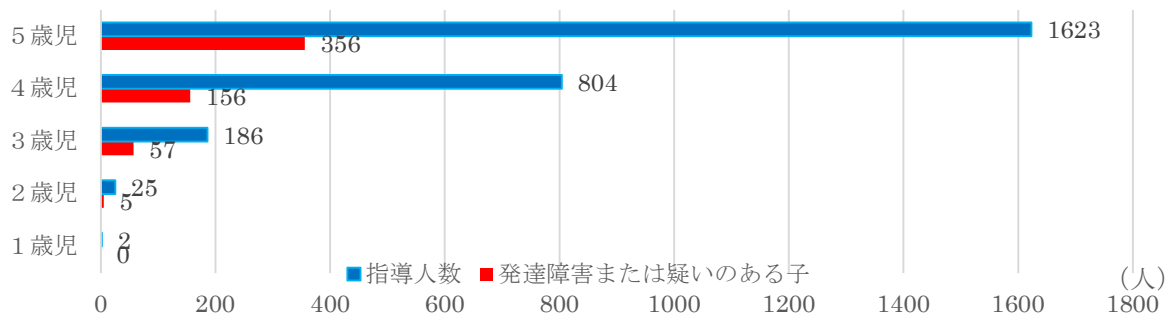
資料 V-1-③ 就学先



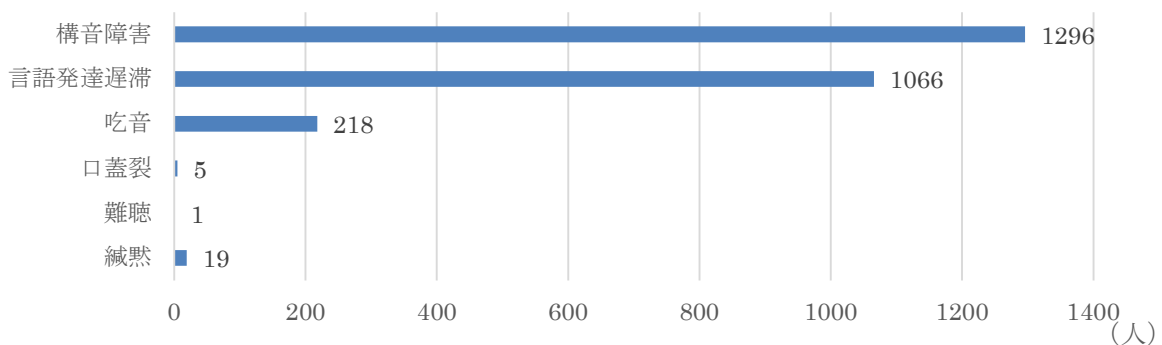
幼児期に、幅広い様々な心配をもつ保護者が「ことば」を窓口にして気軽に相談できる重要な支援機関です(資料V-1-④⑤)。「一貫した支援ができる」「自己肯定感を高め二次的障害を防ぐことができる」などの幼児にとっての利点や、「保護者とともに子どもとのかかわりを考えることができる」などの保護者や指導者にとっての利点があります。



資料V-1-⑤A 通級児の年齢別人数(上)と発達障害、または疑いのある子(下)



資料 V-1-⑤B 通級児の障害別人数



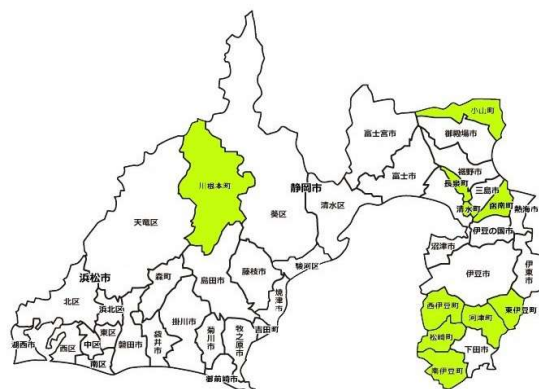
静岡県教育振興基本計画の『特別支援教育の充実』の施策の内容として「障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加を目指し、一人一人の教育的ニーズに対応した指導の充実と切れ目のない支援体制の構築を図ります。」と述べられています。「幼児ことばの教室」は、母子保健や福祉機関と連携し、保護者からの相談にも対応するなど地域の支援システムに位置付いた取り組みを行ったり、就学に向けた学校教育との接続で大きな役割を担ったりして、早期からの一貫した支援を実現する上で重要な役割を果たしています。

しかしながら、「幼児ことばの教室」未設置の地域があります。（資料V-1-⑥）

未設置地域が多い伊豆の地域では平成 23 年度から平成 29 年度まで県健康福祉部より補助金を受けて言語障害児指導相談事業を行いました。この啓発事業をきっかけに町独自の言語相談事業が始まり、3 町では昨年度まで引き続き実施されています（資料V-1-⑦）。また、設置されている市町においても、ニーズと受け入れ可能な数の関係から、そこで指導を受けられる回数には地域間格差（資料V-1-⑧）があります。

「幼児ことばの教室」が、早期からの支援の場としてその役割を果たすために、県内どこの市町においても一定の支援が受けられるよう県として市町への働きかけをお願いします。

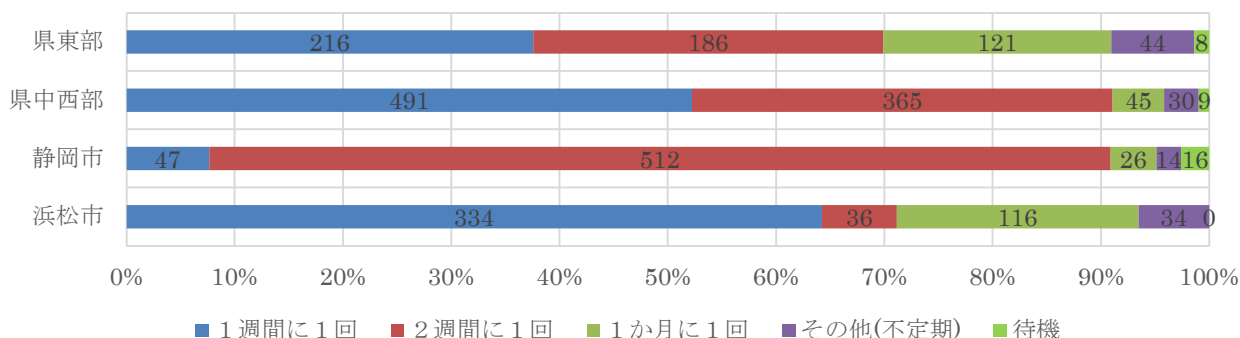
資料V-1-⑥「幼児ことばの教室」未設置市町



資料 V-1-⑦ 伊豆地域（教室未設置）の言語相談実施状況

	南伊豆町	松崎町	西伊豆町
実施形態	園等への巡回相談	園等への巡回相談	園等への巡回相談
実施数 H30 年	17 人	6 人	6 人
R 元年	14 人	6 人	6 人
指導者数	1 人（有資格者）	1 人（有資格者）	1 人（有資格者）
実施頻度	月 1 回	年 10 回	月 1 回

資料 V-1-⑧ 指導頻度別人数



また、県福祉部からの補助金により、県内各教室は通級幼児の人数に応じて教材購入費用や研修費用の助成を受けております。早期からの支援について、今後も県からの助成をお願いすると同時に、各市町においても独自の予算が組まれますよう働きかけをお願いします。

2 幼児指導者に求められる高い専門性を維持するため、「幼児ことばの教室」に正規職員の配置と増員をお願いします。また、市町に対して、非常勤嘱託などを配置する際には、現行の他業務の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加の制約を含む）の適用から除外するよう、働き掛けをお願いします。

幼児指導者は以下の業務を行っています。

資料V-2-① 幼児指導者の業務

- 指導
- 相談
 - ・ 専門調査（保護者や対象児に行う相談や検査）
 - ・ 出張相談やスクリーニング
 - ・ 電話相談
- 保護者支援
- 園との連携
 - ・ 在籍園訪問や電話、連絡ノート、指導報告書、実態報告書による情報交換
 - ・ ケース会議への参加
 - ・ 在籍園担任を対象としたことばの教室説明会や指導公開の開催
- 啓発
 - ・ パンフレット、教室便りの配布
 - ・ 市町内園長研修会や療育支援講座における説明、啓発
- 他機関との連携
 - ・ 医療機関への紹介
 - ・ 母子保健担当者、保健師、発達療育支援機関、大学、医療機関との情報交換
 - ・ 小学校や学齢の通級指導教室との連携
 - ・ 健診への協力
 - ・ 言語聴覚士 主催の講演会や懇談会への参加

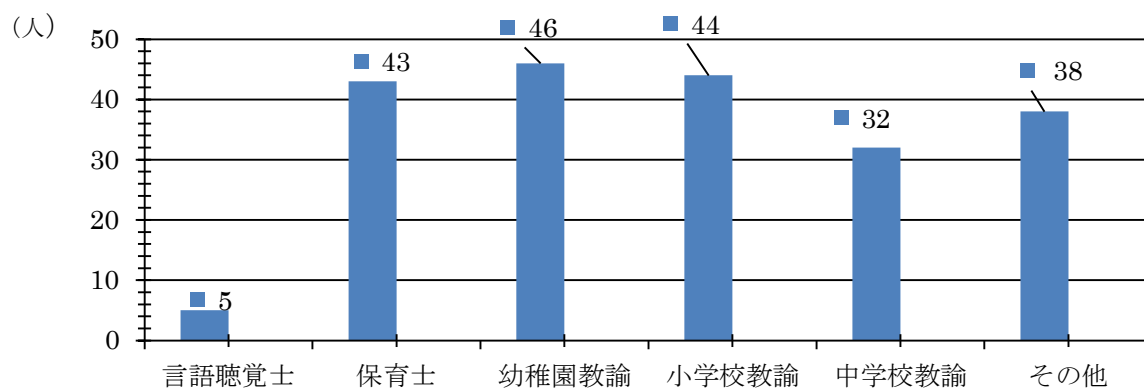
以上の業務を行うにあたっては、高い専門性が求められます

近年「幼児ことばの教室」が増加し、指導を受けられる幼児が増えたことは、幼児指導の重要性からみても大変望ましいことです。令和元年度、県内の幼児ことばの教室での年間指導延べ人数は、2,600人強でした（資料V-1-⑤A）。これは、指導者一人当たりになると、25人になります。勤務形態は市町によって異なっており、指導可能な時間が限定されています。勤務日数が週4日間だったり、勤務時間が午前中のみだったりと限られた時間の中での確なアセスメントを行い、個々の特性に応じた教材準備・評価等を行うには多くの時間がかかります。そのため、やむを得ず隔週の指導を行ったり待機させたりしている市町があります（資料V-1-⑧）。また指導者は、相談、園との連携や啓発、他機関との連携や支援等、指導以外にも指導に関連した様々な業務が求められ、その責任を担っています（資料V-2-①）。相談においては、昨年度2,318件行っています。その職責を担うためには、研修の充実は不可欠です。現在は本研究会や市町が主催で初任者研修を始め定例研修会を行い研修の場を設けていますが、県として幼児担当者のための研修会を、増やしていただきたいと願います。

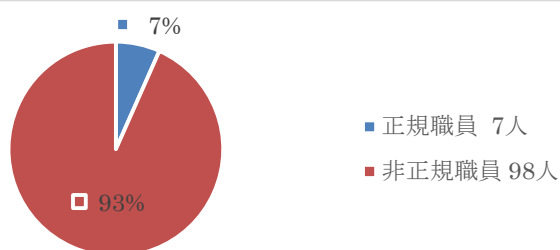
指導者は高い専門性や資格を持ちながら（資料V-2-②）身分は臨時や非常勤が多く、正規の職員は7%にとどまっています（資料V-2-③）。非正規の勤務年数を制限している市があり（資料V-2-④）経験年数が5年以下の担当者が約6割です（資料V-2-⑤）。現行のままでは、せっかく身に付けた専門性がこうした制限により生かされなくなってしまうと同時に、毎年のように初任者が専門性を身につけるための研修も必要となります。

今後、ますます高い専門性を生かして指導に当たれるよう、県の設置要綱等を定め、正規職員の配置し、現行の他業務同様の非常勤嘱託の勤務年限等（研修参加についての制約も含む）の適用から除外するよう働きかけをお願いします。それに加えて、研修会には公費で出張ができますようお願いいたします。

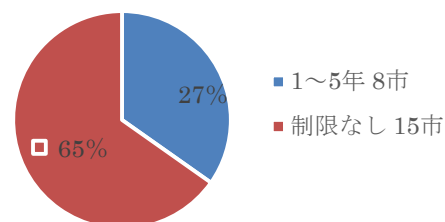
資料V-2-② 指導者の保有する資格（全担当者100人中）



資料V-2-③ 指導者の身分



資料V-2-④ 非正規職員の雇用年限



資料V-2-⑤ 指導者の現教室での経験年数

